評価対象期間:令和4年4月1日~令和5年3月31日

施 設 名	高松市立峰山公園
施設名	高松巾立峰山公園 

指定管理者	香川県造園事業協同組合	施設所管課等	都市整備局 公園緑地課
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日(5年間)	公募・非公募の別	公募
所 在 地	高松市峰山町1838-37		公園施設の維持管理・運営業務 野営施設利用に関する予約受付、応対
施設の概要	管理事務所(丸山地区・西石清尾地区)各1箇所 遊具(はにわっ子広場・アスレチック・わんぱく広場・ちびっこ広場) 芝生広場(7,850㎡)・野営施設(キャンプ、バーベキュー)・桜園・梅園 桜並木 駐車場(第1・第2・第3・臨時) 展望台(2階建/86㎡)	業務の概要	公園利用者の応対 施設の保守点検及び維持管理 樹木等の維持管理

	項目名	令和4年度	令和3年度	項目名	令和4年度	令和3年度
	利用者数(全体)	147,889 人	141,814 人	はにわっ子広場利用者数	76,339 人	73,680 人
利用状況等	バーバキュー利用者数	3,074 人	1,671 人			
	キャンプ利用者数	239 人	111 人			
	指定管理料	22,780 千円	22,780 千円			
収支状況等	収入実績(自販機等)	831 千円	765 千円			
	支出実績(総額)	23,635 千円	23,488 千円			

評価基準		評価項目	指定管理者自己評価コメント	所管課等評価
L		計 恒 填 日		
1	基本事項	①法令上必要な知識等、安全対策、危機管理	・関係法令に基づき公園施設の維持管理、運営を実施している。また、アスレチック 遊具等は、日常安全点検マニュアルに準じ月1回点検を実施し、年1回は専門業者 による点検を行っている。 ・個人情報は、〔香川県造園事業協同組合個人情報保護方針及び同保護規定〕に	В
		②個人情報の保護、情報公開、環境への配慮	基づき管理し、利用者情報等は鍵付き棚への収納及び持ち出し禁止にしている。 ・環境への配慮として、リサイクル可能な商品の活用、分別リサイクルを徹底して 行っている。	
2	住民の平等な利用 確保	①管理運営、施設事業との関連性	・春・秋には遠足での利用が多く遊具の安全点検を毎日(目視)・毎月(マニュアル)・毎年(専門業者)と重点的に実施した。 ・新型コロナの影響で、野営施設利用再開後も蔓延防止の観点からスペースの確	А
		②平等な利用の確保	保、利用人数の制限等を実施した。 ・利用の制限があるため、広く周知のためホームページへの掲載、ポスターの掲示を行った。	
		①利用促進対策	・オフィシャルホームページにて園内の情報発信や野営施設利用受付などに広く利用されている。(HP閲覧件数月平均約2,000件) ・毎日作業前にはKYミーティングを行い効率的で安全な作業の実施方法等を確認している。 ・月1回作業員全員参加でミーティング実施している。 ・清掃ボランティア活動、遠足、その他地域活動などの利用の調整を行っている。 ・自主事業を実施している。(公園スタンプラリー・絵画コンクール・インスタグラムフォト)	А
	施設の効用の最大 限の発揮	②広報·PR対策		
3		③企画事業・自主事業		
		④市・関係団体・地域等との連携		
		⑤サービス向上の取組		
		⑥相談・苦情への対応	・苦情件数:2件(内容)遠足等での大型バスの往来、ペットのマナー違反	
	管理を安定して行う ための人員及び 財政基盤の確保	①職員確保計画等	・職員の適正な配置のためローテーションの見直しを行った。 ・職員には定期健康診断を実施している。 ・損害保険は「指定管理者賠償責任保険」に加入している。	В
		②教育•研修		
4		③就業規則等の遵守		
			・施設経費の執行については、職員による相互のチェックを徹底しするとともに、適切な執行管理に努め、最終的に会計士による確認を受け健全な運営経費の執行に	
		⑤損害保険等	努めた。	
		⑥収支計画と執行管理		
5	5 管理に係る経費の 縮減	①収入の確保・適正な人件費	・指定管理者として継続的な経費削減に努めている。 ・委託業務は数社から見積りを取り、委託金額や業務実行能力を検討し選定してい	
		②運営経費の節減対策・コミュニティビジネスの視点	) る。 ・施設修繕についても同様に数社から見積りを取り無理のない作業方法、金額等に 一て検討し実施している。 ・収入の確保対策として、災害用自動販売機の導入を行い災害時対応を行いながら 収入の確保を行っている。	Α
		③経営の効率化		
		④合理的な会計制度	・今年度新たに自動販売機1台をバーベキュー広場近辺に設置し、収入確保と利用 者への利便性向上を行った。	

総合評価コメント	総合評価
市の中心部にありながら、バーベキューやキャンプもできる自然豊かな公園として、広く利用されている。 気候の良い春や秋等、遠足利用が多い時期には、遊具の安全点検を重点的に実施するなど、常に市民に利用しやすい公園とする努力が見受けられる。また、来園 者に等しく利用してもらうため、高齢者や身障者、妊婦等から、申請があれば許可書を発行し、公園入口から距離と高低差があるバーベキューサイトへ車の乗り入れが 出来るよう配慮するなど、平等で公平な維持管理に努めている。 自主事業では、「さぬきの公園めぐり」スタンプラリーの対象公園として、「さぬきの公園マップ」に本公園を記載するなどして、PRに努めている。 維持管理の一部を地元住民に委託するなどして、地域自治会等と連携した公園管理を実現している。 ホームページによる園内情報の発信、野営施設の利用受付は、コロナ禍においても広く利用され、実績をあげている。 人員配置について、随時、ローテーションの見直しや作業前のミーティングにより、作業の効率化や迅速かつ適切な対応に努めている。 運営経費については、災害用自動販売機の設置により、災害時対応を図りつつ、その販売収入を管理運営経費に補填しているほか、ごみの処理やリサイクルも適正に遂行し、廃棄処分費を減らすことで経費縮減に努めている。 予算の執行については、複数職員での相互チェック及び外部監査人の監査を受けるなどして、財務の健全化が図られている。 これらのことから、指定管理の業務は良好に行われており、当初の事業計画の内容を概ね達成していると判断するものである。	В